

いちい信用金庫ワンタイムパスワードサービス利用規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、当金庫が提供する「いちい信用金庫WEB-FB（法人インターネットバンキング）サービス（以下「法人向けIBサービス」といいます。）ならびに「いちい信用金庫WEBバンキング（個人インターネットバンキング）サービス」（以下、「個人向けIBサービス」といいます。）の利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、ご契約者（以下「ご契約先」といいます。）の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、「法人向けIBサービス」および「個人向けIBサービス」のご契約先ならびに、ご契約先の管理者および利用者に限るものとします。

第3条 利用申込および利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があり、併用はできないものとします。

「法人向けIBサービス」は「ハードウェアトークン」の方式を、「個人向けIBサービス」は「ソフトウェアトークン」の方式を利用します。

（1）ハードウェアトークン

当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式で、ご契約先は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

（2）ソフトウェアトークン

当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、ご契約先はアプリをスマートフォン（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込および利用開始

（1）ハードウェアトークン

法人向けIBサービスの契約が成立した場合、当金庫はご契約先へ当金庫所定の方法によりトークンを交付します。

ご契約先は法人向けIBサービスの管理者および利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込むことができます。

トークン到着後、ご契約先の管理者が、「法人向けIBサービス」にログインしたうえで、当金庫所定の登録画面へ、トークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示され

る「ワンタイムパスワード」、「承認用パスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワード、承認用パスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。

(2) ソフトウェアトークン

ご契約先は当金庫にアプリをダウンロードするための申込みを必要としません。ご契約先は自らの判断により、本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードします。

ダウンロードしたアプリには、それぞれ「シリアル番号」が付与されており、ご契約先は1つの利用者IDに対し1つのアプリを登録することができます。

アプリをダウンロード後、ご契約先が、「個人向けIBサービス」のログイン画面内にある、ワンタイムパスワード利用開始登録画面からログインしたうえで、当金庫所定の登録画面へ、アプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」、「資金移動用パスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワード、資金移動用パスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」）といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約先において本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

1. 法人向けIBサービス

本サービスの利用開始後は、法人向けIBサービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ご契約先はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識したワンタイムパスワードが、当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

2. 個人向けIBサービス

(1) 本サービスの利用開始後は、個人向けIBサービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引において利用者IDおよびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ご契約先は利用者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した利用者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する利用者ID、ご契約先が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

(2) 前記(1)にかかわらず、利用者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて資金移動用パスワードが必要となる取引においては、当金庫は前記(1)

の認証のほか、当金庫が資金移動用パスワードを確認し、当金庫が認識した資金移動用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用期限

1. ハードウェアトークン

(1) ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。電池切れ等によりハードウェアトークンが使用できなくなった場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

利用できなくなったハードウェアトークンは、ご契約先の責任において破壊のうえ破棄してください。

(2) 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、ご契約先は、第3条の利用開始手続きを行うものとします。

2. ソフトウェアトークン

(1) ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。

(2) 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。

この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第6条 トークンの紛失および盗難

1. ご契約先は、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。

2. 前記1. の場合、ご契約先は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。

(1) ハードウェアトークン

当金庫はハードウェアトークンを再発行のうえ、ご契約先へ当金庫所定の方法により交付します。

(2) ソフトウェアトークン

ご契約先にあらたにアプリをダウンロードしていただくことでソフトウェアトークンを再発行します。

3. 前記2. によりトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第7条 機器代金

1. 本サービスの利用にあたり、ご契約先は以下の費用を負担するものとします。

(1) ハードウェアトークン

ご契約先は、ハードウェアトークン1個につき、別にお知らせしたハードウェアトークンの機器代金（以下、「機器代金」といいます。）を支払うものとします。ただし、当金庫が無料として交付するものは除きます。

なお、機器代金は、ご契約先がハードウェアトークンの追加、紛失、再発行等の理由により、ハードウェアトークン発行を当金庫へ依頼する都度発生するものとします。

(2) ソフトウェアトークン

アプリ本体は無料とします。ただし、アプリをダウンロード、もしくはアプリを使用する際の通信料は、ご契約先が負担するものとします。

2. 当金庫が受領した代金については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず返却しないものとします。

3. 当金庫は機器代金をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

第8条 免責条項等

1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

3. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえご契約先に交付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除く)が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

4. ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

5. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は当該ワンタイムパスワードの利用を停止し

ます。当該ワンタイムパスワードの利用を再開するには、ご契約先が当金庫の所定の手続きをとるものとします。

6. ご契約先の届出住所が不正確であるため、または、ご契約先が届出住所等の変更の届出を怠ったために、当金庫がご契約先にハードウェアトークンを交付できない場合は、本サービスは使用できなくなります。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
2. ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
3. 前記1. の解約時点または前記2. の利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

第10条 譲渡・質入の禁止

ご契約先は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

ご契約先は、ソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守の上使用するものとします。

第11条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、いちい信用金庫WEBバンキング（個人インターネットバンキング）サービス利用規定、いちい信用金庫WEB-FB（法人インターネットバンキング）サービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第12条 規定の変更等

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められ

る場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上

(令和2年4月1日現在)